

1 計画策定の概要

碧南市（以下本市）は、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体化した「へきなん障害者ハーモニープラン」を平成24年に策定し、「ひとが人間（ひと）としてあたりまえに暮らせる市民協働による地域で育む自立支援社会づくり」の構築に向けて、すべての障害のある人の地域での自立と社会参加の実現をめざして、障害福祉施策を展開してまいりました。

現行の障害者基本法に定める「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める「障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「障害児福祉計画」を一体のものとして捉え、障害福祉施策の基本的な指針とその実施すべき方策を示した総合的かつ中長期的な計画であります。

このうち「障害福祉計画」は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等障害者計画で定める施策の生活支援に係る障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけとして策定するものであり、今回第4期計画（平成27年度から平成29年度まで）の検証・評価を踏まえて、必要な見直しを行い、サービス基盤整備等に係る平成32年度末の目標値や平成30年度から平成32年度までの障害福祉サービス等の見込み量を設定し、第5期計画を策定するものであります。

また、「障害児福祉計画」は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等障害福祉計画と同様に平成30年度から平成32年度までの障害児福祉サービス等の見込み量を設定し、第1期計画を策定するものであります。

2 計画の位置づけ

<法的位置づけ>

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

<市の上位・関連計画との位置づけ>

本市のまちづくりの基本方針である第5次碧南市総合計画、第2次碧南市地域福祉計画等の上位計画及び他の関連計画との整合性を図り策定します。

碧南市障害者計画

◎根拠法令

障害者基本法（第11条第3項）

◎計画期間

※第1期：平成19年度～平成23年度

◎位置づけ

障害のある人のための施策に関する
基本的な事項を定める計画

（5か年）

※第2期：平成24年度～平成32年度

（9か年）

碧南市障害福祉計画

◎根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律
（障害者総合支援法）（第88条）

◎位置づけ

障害福祉サービス等の確保に関する計画

◎計画期間

3年を1期とする

※第1期：平成18年度～平成20年度

※第2期：平成21年度～平成23年度

※第3期：平成24年度～平成26年度

※第4期：平成27年度～平成29年度

※第5期：平成30年度～平成32年度

碧南市障害児福祉計画

◎根拠法令

児童福祉法（第33条の20）

◎位置づけ

障害児福祉サービス等の確保に関する計画

◎計画期間

3年を1期とする

※第1期：平成30年度～平成32年度

3 計画期間

第5期障害福祉計画は、第4期計画（平成27年3月策定）の検証・評価をふまえて必要な見直しを行い、サービス基盤整備等に係る平成32年度末の目標値や平成30年度から平成32年度までの障害福祉サービス等の見込み量を設定します。計画期間は、3年間とします。なお、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障害のある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 24年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
		第2期碧南市障害者計画 (平成24年度から平成32年度)					
第3期		第4期碧南市障害福祉計画 (平成27年度から平成29年度)			碧南市第5期障害福祉計画 (平成30年～平成32年)		
					碧南市第1期障害児福祉計画 (平成30年～平成32年)		

4 計画の基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指して、「障害者ハーモニープラン」のタイトルどおり、障害者等と市民が調和（ハーモニー）して新しい、誰にとっても心地よい「和音」が響き渡るような、心豊かな社会の実現を目指します。

へきなん障害者ハーモニープランの基本理念「ひとが人間（ひと）としてあたりまえに暮らせる市民協働による地域で育む自立支援社会づくり」を第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画でも共有し策定しています。障害者等が他の人とともに生活し、活動する社会「ノーマライゼーション」の考え方が市民に浸透することを基本に、市民協働により、障害者等が孤立することなく、地域の中での共生し社会参加を実現することを目指しています。

〔基本理念〕

**ひとが人間（ひと）としてあたりまえに暮らせる
市民協働による地域で育む自立支援社会づくり**